

受付番号	平成24年 第8号
受付日	平成24年12月28日
質問者	加藤 清助 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成25年1月21日

担当部局：健康部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく加藤清助議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問 一般質問において、国保法に「国保は助け合いの制度」という文言がありますか？の問いに答弁では「今確認できません」とのことでした。

その後、確認はどうできたのでしょうか？

答弁 国民健康保険法では「国保は助け合いの制度」という文言は確認できませんでした。この法律の目的は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することです。

質問 国保のしおりにある「助け合いの制度」との記述を改正することを求めたところ「発行元、関係機関と協議し検討する」との答弁でした。

発行元、関係機関とはどこですか？

答弁 発行元は、三重県国民健康保険団体連合会及び県内全市町です。また、関係機関も同様に三重県国民健康保険団体連合会及び県内全市町です。

質問 四日市の国保加入者に配布説明している「国保のしおり」は保険者である四日市市の責任で作成・配布しているのではないのですか？

答弁 答弁 で申しあげましたとおり、本市をはじめ県内全市町で「国保のしおり」を共同して作成しており、それぞれの保険者の責任で被保険者に配布しています。

質問 「国保のしおり」の記述改正について「協議検討する」との答弁でしたが、いつまでに国保のしおりの記述改正を行う予定・計画ですか？

答弁 答弁 、答弁 で申しあげましたとおり、県内全市町で作成していることから、次年度の「国保のしおり」の作成にあたり協議、検討に努

めます。

質問 国保基金について積み立ての基準・根拠についてお尋ねしたところ「過去に国の方から、過去3か年の医療給付費の平均額の100分の5というのがあります。不測の事態の備え、国保財政運営の健全化のため基金積み立てを行っている。現在の積立基金額は、試算、シュミレーションをおこなって積み立てしているわけではありません」と答弁されましたが、「過去に国の方から」と言うのは昭和26年に示された国の指針のことですか？

答弁 そのとおりです。昭和26年厚生省保険局長通知「国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて」のなかに示されています。通知がなされておおよそ60年が経過していますが、年次的に改正され今日に至っています。

質問 その指針で言う「過去3か年の医療給付費の100分の5を四日市の国保会計にあてると、平成20, 21, 22年、3か年の医療給付費の平均額の100分の5は約10億円となりますが、この額と、平成21, 22, 23年度の基金積立額、15億～26億円の整合性について見解を求めます。

答弁 基金の積み立てにつきましては、国の通知に基づく額を保有することがなかなか実現できませんでした。平成20年度以降さまざまな法や制度の施行及び変更が行われ、国庫支出金等において見込みを上回る歳入決算となったことなどから生じた剰余金を、不測の事態に備え、また、事業の健全な運営を図るために積立てしてきたものです。

ご指摘のとおり、国の通知に基づく額は10億円となります。

医療費は増加の一途をたどり、所得の低下による保険料収入の低下など国民健康保険を取り巻く状況は一段と厳しくなっています。こうした傾向から先をみたときに、いずれ保険料のアップが避けられない時期がやってまいります。これを少しでも先に延ばすためにも、基金に積み立てができる間は積み立てを行い、被保険者の保険料負担増を少しでも先送りできるように努めます。

質問 また、答弁で「不測の事態の備え、国保財政運営の健全化のため基金積み立てを行っている。現在の積立基金額は、試算、シュミレーションをおこなって積み立てしているわけではありません」とのことでしたが「不測の事態」とは、どのような事態を想定しているのか？

その不測の事態に対応するために必要となる保険給付額も試算されていないのですか？

試算・シミュレーションのない中で現在の基金積み立てが行われているという国保会計、財政運営なのですか？

答弁 不測の事態とはインフルエンザなどの感染症の流行、或いは災害に伴う医療費の発生等を想定しています。その事態に必要な医療費は、事案の内容や原因等においてなかなか予測することは困難で見極めにくいところです。

国民健康保険を取り巻く状況は、ますますの高齢化の進展や、長引く経済低迷等により影響され変化し、医療費の増大や保険料収入の伸び悩みは、この先も続いていくと想定しています。

今後とも、被保険者に負担増を求める前に、医療費の適正化や国からの財政支援の要望等さまざまな取り組みを検討するなど、国保会計の健全な財政運営に努めます。

質問 国保特会への一般会計からのその他繰り入れについて、全国特例市平均額に到達していたのに、平成24年度予算でこれを一気にひとり平均995円にまで削減し、基金からの繰り入れで収支の均衡を図ろうと言う内容です。

- (1) 特例市平均一人当たりのその他一般会計繰り入れ額をひとつの指標として保持するお考えはありますか。
- (2) 一般会計からのその他繰り入れを特例市平均額レベルを維持することが国保加入者とその他の市民との公平性に問題があるとの認識があるのですか。
- (3) その他一般会計からの繰り入れを従前の特例市平均水準を維持し、積みあがった基金の一部で、滞納世帯が増え続けている被保険者の保険料の引き下げを行うお考えはないのですか。

答弁

- (1) 国民健康保険は、高齢者の加入割合が高いため医療費支出が多い一方、所得が低い世帯の加入割合も高いといった構造的課題は全国的に共通しているとともに、各市町村の財政事情も様々であります。こうしたことから、特例市平均一人当たりのその他一般会計繰り入れ額は、ひとつの参考と考えています。
- (2) 医療費の支出には、国、県、市等からの一定の負担とともに、保険制度の趣旨からも被保険者の保険料負担が原則です。本市の国民健康保険の

被保険者数は、平成 23 年度では約 74,000 人と全市民の約 1/4 の方の加入となっています。国保特別会計に一般会計その他繰入金をどこまで投入するのかといったことは、他の医療保険に加入の全市民の約 3/4 の方との均衡もあり、慎重に考慮する必要があります。

- (3)基金の取り崩しにつきましては、「四日市市国民健康保険支払準備基金条例」により災害その他の事由により増加した費用の財源に充てる場合、保険給付費に要する費用の財源に充てる場合等と規定されています。今後とも、社会情勢、経済情勢、医療費の動向等を注視しながら、市の財政状況も勘案し、被保険者の方々が、必要な時に必要な医療を安心して受けられるよう、制度の安定的な運営に努めます。

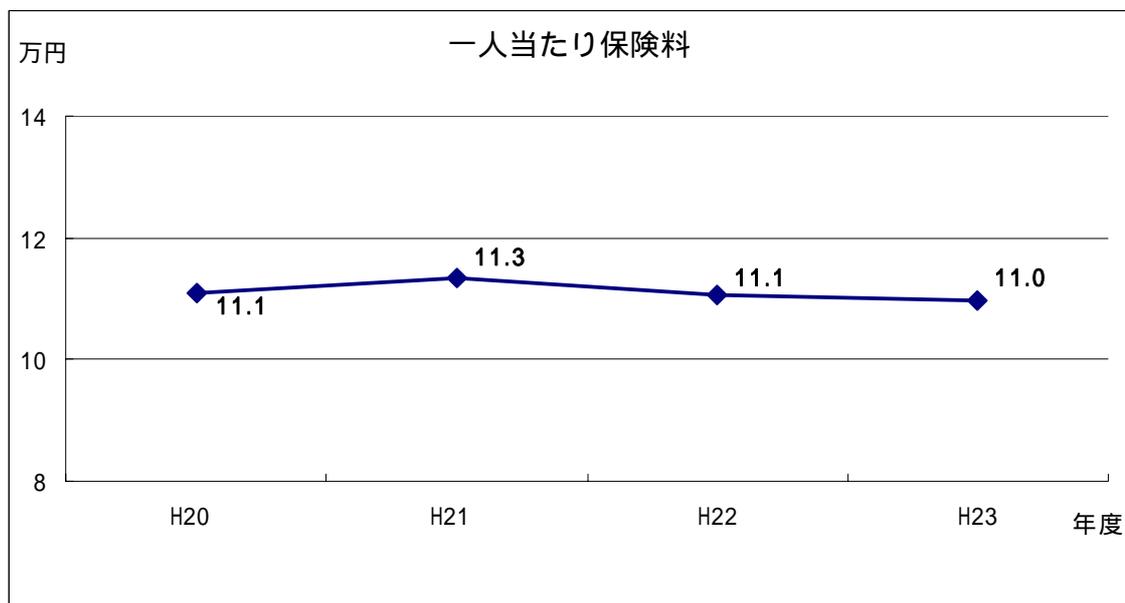
質問 現行の保険料（率）のまま滞納および不納欠損が減らせるとのお考えですか？その見解であれば、滞納、不納欠損を減らす方策と到達目標をお尋ねします。

答弁 国民健康保険は、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者とする制度です。こうした制度への理解を得るために、ポスター、リーフレットなどにより周知、啓発を進めています。

国民健康保険を運営するにあたり、保険料の納付には口座振替を利用いただく等の広報を始め、滞納となった場合、やむを得ない事情により納付が難しいときは、個別の状況をお聞かせいただき分割納付の相談を行うなどきめ細かく対応しています。さらには、保険料負担の公平性からも、文書催告、日曜納付相談の実施等に取り組み、保険料の収納確保・納付促進に努めています。あわせて、不納欠損につきましても、様々な取り組みにより年々減少しています

医療費に対する保険給付を行うための財源としては、被保険者の方に負担いただく保険料が大切な財源となります。現行の料率を設定した平成 20 年度以降、一人当たり保険料はグラフ のとおり年間 11 万円程とほぼ変わりません。一人当たり医療費はグラフ のとおり約 28 万円から約 30 万円へと年々増加しています。また、収納率は目標を 90%におき取り組みを進め、平成 21 年度以降収納率は向上し、平成 23 年度は 90.1%となっています。以前として厳しい状況に変わりありませんが、引き続き保険料の収納率向上と欠損額の縮小についての取り組みを進め、健全な国保財政の運営に努めます。

グラフ



グラフ

